

安全データシート

MC811

版番号 4.2

作成日 2024年4月23日

1. 化学品及び会社情報

製品名 : MC811
推奨用途 : 工業用溶剤
販売元 : 東部ケミカル株式会社
〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9番3号
TEL 03-3669-6471
FAX 03-3669-6479
緊急連絡先 03-3669-6473

2. 危険有害性の要約

GHS 分類 : 引火性液体: 区分3
皮膚腐食性、刺激性: 区分2
誤えん有害性: 区分1
水生環境有害性 長期(慢性): 区分2

絵表示



注意喚起語

: 危険

危険有害性

: 引火性液体及び蒸気(H226)
皮膚刺激(H315)
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ(H304)
長期的影響により水生生物に毒性(H411)

注意書き

安全対策

: 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
屋外又は換気の良い場所のみで使用すること。(P271)
容器を接地しアースをとること。(P240)
防爆型の電気、換気、照明機器を使用すること。(P241)
火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後は手、前腕及び顔をよく洗うこと。(P264)
適切な保護手袋、保護眼鏡、保護衣、保護面を着用すること。(P280)
環境への放出を避けること。(P273)

応急措置

: 一般:
直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)
医師の診察、手当てを受けること。(P332+P313)

- 飲み込んだ場合：
無理に吐かせないこと。(P331)
皮膚(又は髪)に付着した場合：
皮膚刺激が生じた場合：
直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)
多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
吸入した場合：
空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合：
眼の刺激が続く場合：
水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
火災の場合：
消火するために適切な消火器具を使用すること。(P370+P378)
漏出物を回収すること。(P391)
- 保管 : 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
容器を密閉しておくこと。(P233)
施錠して保管すること。(P405)
- 廃棄 : 内容物、容器を国、都道府県、市町村の規則に従った場所に廃棄すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 化学物質

危険有害成分(GHS)

化学品情報	CAS 番号	化審法番号	濃度(%)
Naphtha(petroleum),hydrodesulfurized heavy	64742-82-1	9-1702	100

4. 応急措置

応急措置

- 一般 : 「2. 危険有害性の要約」 注意書き(応急措置)を参照
吸入した場合 : 「2. 危険有害性の要約」 注意書き(応急措置)を参照
皮膚に付着した場合 : 「2. 危険有害性の要約」 注意書き(応急措置)を参照
眼に入った場合 : 「2. 危険有害性の要約」 注意書き(応急措置)を参照
飲み込んだ場合 : 「2. 危険有害性の要約」 注意書き(応急措置)を参照

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水噴霧、乾燥粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素
使ってはならない消火剤 : 棒状注水
特有の危険有害性 : 引火性液体及び蒸気
危険有害性分解生成物 : 有害な煙を放出する可能性がある。
保護具 : 適切な保護具を着用すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具

及び緊急時措置

非緊急対応者

応急処置 : 漏出エリアを換気すること。
裸火、火花禁止、禁煙
皮膚、眼への接触を避けること。

緊急対応者

保護具 : 適切な保護具を着用すること。

環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。

封じ込め及び浄化の方法及び機

材

浄化方法 : 吸収剤などで拡散した液体を吸収すること。
本製品が下水、又は公共用水に流入した場合は、行政当局に通報すること。

その他の情報 : 物質又は固形残留物は公認施設で廃棄すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

安全取扱注意事項 : 「2. 危険有害性の要約」 注意書き(安全対策、応急措置、廃棄)を参照

保管

安全な保管条件 : 「2. 危険有害性の要約」 注意書き(保管)を参照

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策 : 作業所の十分な換気を確保すること。

保護具 : 適切な保護具を着用すること。

環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。

9. 物理的及び化学的性質

形状 : 液体

色 : 無色透明

臭い : 芳香族臭

密度(15℃) : 0.80g/cm³

引火点(℃) : 44(TCC)

蒸留範囲(℃) : 160-195

アニリン点(℃) : 44

KB 値 : 36

SP 値 : 7.9

爆発範囲(VOL%) : 0.7-6.5

水に対する溶解性 : ほとんど不溶

10. 安定性及び反応性

反応性	: 引火性液体及び蒸気
化学的安定性	: 通常の使用条件下では安定
危険有害反応可能性	: 通常の使用条件下において、危険な反応は知られていない。
避けるべき条件	: 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
混触危険物質	: データなし
危険有害な分解生成物	: 通常の使用条件及び保管条件下において、有害な分解生成物は生成されない。

11. 有害性情報

急性毒性(経口)	: 区分に該当しない LD50(Rat) > 5000mg/Kg
急性毒性(経皮)	: 区分に該当しない LD50(Rabbit) > 2000mg/Kg
急性毒性(吸入)	: 区分に該当しない LC50(Rat) > 7.60mg/L (4hr)
皮膚腐食性、刺激性	: 区分 2
皮膚感受性	: 区分に該当しない
眼に対する重篤な損傷性、眼刺激性	: 区分に該当しない
呼吸器感受性	: 区分に該当しない
生殖細胞変異原性	: 区分に該当しない
発がん性	: クメン:ヒトに対して発がん性の可能性
生殖毒性	: 区分に該当しない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分に該当しない
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分に該当しない
誤えん有害性	: 区分 1

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期(急性)	: 区分に該当しない
水生環境有害性 長期(慢性)	: 区分 2
魚類(急性毒性)	: 96hr-LL50(ファットヘッドミノー)=8.2mg/L (GLP)
魚類(慢性毒性)	: データなし
甲殻類(急性毒性)	: 48hr-EL50(オオミジンコ)=4.5mg/L (OECD TG 202, GLP)
甲殻類(慢性毒性)	: データなし
藻、水生植物(急性毒性)	: 72hr-EL50(緑藻)=3.1mg/L (OECD TG 201, GLP)
微生物(急性毒性)	: データなし

残留性、分解性

残留性	: 高残留性(log Pow は4を超えると見積もられる)
分解性	: データなし

生体蓄積性

生体蓄積性	: 生体蓄積性は高いと思われる。
生分解性	: 生分解性は高いと思われる。

n-オクタノール／水分配係数 : データなし

土壤中の移動性 : Koc>1000(推定値)

オゾン層への有害性 : データなし

他の有害性

生態系に関する追加情報 : データなし

13. 廃棄上の注意

廃棄方法	: 許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物、容器を破棄すること。
追加情報	: 引火性蒸気が容器内に蓄積することがある。

14. 輸送上の注意

国際規制

	道路輸送 (UN RTDG)	海上輸送 (IMDG)	航空輸送 (IATA)
国連番号	1268	1268	1268
国連正式品名	石油蒸留物	PETROLEUM DISTILATES, N.O.S.	PETROLEUM DISTILATES, N.O.S.
輸送危険物分類	3	3	3
容器等級	III	III	III

15. 適用法令

国内法令

- 消防法 : 第4類 第二石油類 非水溶性液体
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法) : 優先評価化学物質
1,2,4-トリメチルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼン、キシレン、クメン
- 化学物質排出把握管理促進法(化管法) : 第一種指定化学物質(PRTR 制度)
トリメチルベンゼン(政令番号 2-081) $\leq 12.9\%$
キシレン(政令番号 1-103) $\leq 1.7\%$
第二種指定化学物質
ノナン(政令番号 2-081) $\leq 11.0\%$
- 労働安全衛生法 : 危険物・引火性の物(施行令別表第一第4項4号)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(施行令第18条)
ミネラルスピリット、ノナン、トリメチルベンゼン、キシレン
名称等を通知すべき危険物及び有害物(施行令第18条の2)
ミネラルスピリット、ノナン、トリメチルベンゼン、キシレン、クメン
有機溶剤中毒予防規則
第3種有機溶剤
- 毒物及び劇物取締法 : 非該当
- 海洋汚染防止法 : 第3条2「油」
- 船舶安全法 : 引火性液体類(クラス3)
- 港則法 : 施行規則第12条危険物告示 引火性液体類
- 道路法 : 施行令第19条の13 車両の通行の制限別表2-4
- 航空法 : 施行規則第194条危険物告示別表第1 引火性液体 G-等級3

16. その他の情報

- 免責事項 : 本安全データシート(SDS)は JIS Z 7253(2019)に準拠します。本 SDS に記載されている情報は、作成日時点において、弊社が知る情報に基づき記載しています。本製品の安全な取り扱いを確保することを目的として提供するものであり、本製品の品質又は仕様を保証するものではありません。また、本 SDS に記載されている情報は、特定の物質にのみ関連するものであり、何らかのプロセスで他の物質と共に使用した場合、その妥当性は排除されます。